

三 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔三の二〕八 略〕</p> <p>（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）</p> <p>第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの</p>	<p>（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔三の二〕八 同上〕</p> <p>（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）</p> <p>第九条の二 「同上」</p>

<p>は、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次に掲げるものの以外のものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔三の二〇五 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集</p> <p>〔三の二〇五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	